

裁判所											
年号		出生地		現住所		本籍					
月	日	事	項	年月日	旧氏名	氏名					
年号	月	日	項	年月日	旧氏名	氏名					
六三	六二	五九	五六	一〇	一一	昭和三十二年四月二十五日					
二	八	四	四	三	二七	白 い 幸 お					
一〇	一	一三	四	一	東京大学法学部卒業	しら い ゆき お					
東京地方裁判所判事補に補する	大阪簡易裁判所判事に兼ねて任命する	司法修習生の修習終了	司法修習生を命ずる	東京大学法学部卒業	司法試験第二次試験合格	昭和三十二年四月二十五日					
大阪簡易裁判所判事に補する	最高裁判所内閣	最高裁判所	最高裁判所	司法試験管理委員会	司法試験第二次試験合格	昭和三十二年四月二十五日					

2丁		裁判所										白井幸夫	
年号	月	日	事項	所	名								
昭和六三	四	一	最高裁判所事務総局人事局付を命ずる 東京簡易裁判所判事に補する	最高裁判所	事	最高裁判所事務総局人事局付を命ずる	東京簡易裁判所判事に補する	最高裁判所	事	最高裁判所事務総局人事局付を命ずる	東京簡易裁判所判事に補する	最高裁判所	事
平成二	六	一	産業資金課調整班長を命ずる 産業資金課調整班調整係長を命ずる 産業資金課調整班調査係長を命ずる 判事補兼簡易裁判所判事に任命する 東京地方裁判所判事補に補する	通商産業省	法務省	検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する 通商産業事務官（産業政策局）に併任する	検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する 通商産業事務官（産業政策局）に併任する	通商産業省	法務省	最高裁判所事務総局人事局付を命ずる	最高裁判所事務総局人事局付を命ずる	最高裁判所事務総局人事局付を命ずる	最高裁判所事務総局人事局付を命ずる
平成二	六	一	最高裁判所事務総局人事局付を命ずる 東京簡易裁判所判事に補する 最高裁判所事務総局人事局付を命ずる	最高裁判所	通商産業省	最高裁判所事務総局人事局付を命ずる 東京簡易裁判所判事に補する 最高裁判所事務総局人事局付を命ずる	最高裁判所事務総局人事局付を命ずる 東京簡易裁判所判事に補する 最高裁判所事務総局人事局付を命ずる	最高裁判所	通商産業省	最高裁判所事務総局人事局付を命ずる 東京簡易裁判所判事に補する 最高裁判所事務総局人事局付を命ずる	最高裁判所事務総局人事局付を命ずる 東京簡易裁判所判事に補する 最高裁判所事務総局人事局付を命ずる	最高裁判所	通商産業省
最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所事務総局人事局付を命ずる 東京簡易裁判所判事に補する 最高裁判所事務総局人事局付を命ずる	最高裁判所	通商産業省	最高裁判所事務総局人事局付を命ずる 東京簡易裁判所判事に補する 最高裁判所事務総局人事局付を命ずる	最高裁判所事務総局人事局付を命ずる 東京簡易裁判所判事に補する 最高裁判所事務総局人事局付を命ずる	最高裁判所	通商産業省	最高裁判所事務総局人事局付を命ずる 東京簡易裁判所判事に補する 最高裁判所事務総局人事局付を命ずる	最高裁判所事務総局人事局付を命ずる 東京簡易裁判所判事に補する 最高裁判所事務総局人事局付を命ずる	最高裁判所	通商産業省

裁判所										年号	月	日	事項	内閣	名	
平成	五	六	四	一	一	一	一	一	一							
										最高裁判所事務総局人事局付を免ずる						
										最高裁判所判事に補する						
										広島簡易裁判所判事に補する						
										広島地方裁判所判事兼判事に任命する						
										簡易裁判所判事兼判事に任命する						
										判事兼簡易裁判所判事に任命する						
										浦和地方裁判所判事に補する						
										兼ねて浦和家庭裁判所判事に補する						
										浦和簡易裁判所判事に補する						
										兼官を免ずる						
										東京家庭裁判所判事に補する						
										家庭裁判所調査官研修所教官に充てる						
命する	平成十二年度司法試験（第二次試験）	考査委員に任	最高裁判所	最高裁判所	内閣	最高裁判所	内閣	最高裁判所	内閣	最高裁判所	内閣	内閣	内閣	白井幸夫		

4丁		裁判所							事項		法務省	
年号	月日	年号	月日	年号	月日	年号	月日	年号	月日	年号	月日	年号
平成一三	一六	平成一四	一一	平成一四	一四	任期は平成十三年十二月三十一日までとする	する	平成十四年度司法試験（第二次試験）	考査委員に任	任期は平成十二年十二月三十一日までとする	する	任期は平成十二年十二月三十一日までとする
一六	三	一五	四	一二	二	平成十五年度司法試験（第二次試験）	考査委員に任	する	する	平成十五年度司法試験（第二次試験）	考査委員に任	する
二二	三〇	一	一	平成十五年度司法試験（第二次試験）	考査委員に任	任期は平成十五年十一月三十日までとする	する	家庭裁判所調査官研修所教官に充てることを解く	東京地方裁判所判事に補する	家庭裁判所調査官研修所教官に充てることを解く	東京地方裁判所判事に補する	家庭裁判所調査官研修所教官に充てることを解く
司法研修所教官に充てる	する	平成十五年度司法試験（第二次試験）	考査委員を免	最高裁判所	法務省	最高裁判所	法務省	最高裁判所	法務省	最高裁判所	法務省	最高裁判所
最高裁判所												

白井幸夫

5丁												裁判所			
												年号	月	日	事項
平成一六	四	一一	二	一一	一	一五	一二	八	二七	東京地方裁判所判事に補する	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了	内閣	白井幸夫	名	
平成一六	四	四	二	一一	一	一五	一二	八	二七	司法研修所教官に充てる	司法研修所教官に充てる	最高裁判所	内閣	白井幸夫	
平成一六	四	四	二	一一	一	一五	一二	八	二七	任期は平成十六年十一月三十日までとする	平成十六年度司法試験（第二次試験）考查委員に任命する	内閣	白井幸夫	名	
平成一七	四	四	二	一一	一	一五	一二	八	二七	任期は平成十七年十一月三十日までとする	平成十七年度司法試験（第二次試験）考查委員に任命する	内閣	白井幸夫	名	
平成一七	四	四	二	一一	一	一五	一二	八	二七	司法研修所教官に充てることを解く	司法研修所教官に充てることを解く	内閣	白井幸夫	名	
平成一七	四	四	二	一一	一	一五	一二	八	二七	名古屋高等裁判所判事に補する	名古屋高等裁判所判事に補する	内閣	白井幸夫	名	
平成一七	四	四	二	一一	一	一五	一二	八	二七	名古屋高等裁判所事務局長を命ずる	名古屋高等裁判所事務局長を命ずる	内閣	白井幸夫	名	
平成一七	四	四	二	一一	一	一五	一二	八	二七	東京地方裁判所判事に補する	東京地方裁判所判事に補する	内閣	白井幸夫	名	
平成一七	四	四	二	一一	一	一五	一二	八	二七	最高裁判所	最高裁判所	内閣	白井幸夫	名	

裁判所												年号	月	日	事項	最高裁判所	府名	白井幸夫
平成二三	二四	二五	二六	二七	一	八	一六	一二	一三	四	一一							
部の事務を総括する者に指名する	部の事務を総括する者に指名する	部の事務を総括する者に指名する	部の事務を総括する者に指名する	部の事務を総括する者に指名する	東京地方裁判所判事に補する	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了							
長野家庭裁判所長を命ずる	兼ねて長野家庭裁判所判事に補する	長野地方裁判所判事に補する	長野地方裁判所判事に補する	長野地方裁判所判事に補する	部の事務を総括する者に指名する	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所							
最高裁判所					内閣													

6丁

